

令和7年度おきなわ地域活性化施策活用促進事業委託業務公募要領

本公募は、令和7年度沖縄県当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであるため、予算成立後に効力を生じる事業です。

今後、県議会において当初予算案が否決された場合は、当委託業務契約を締結できないこととなりますので予めご了承ください。

沖縄県では、「令和7年度おきなわ地域活性化施策活用促進事業委託業務」として、以下の事業を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出して下さい。

1 事業目的及び事業内容

過疎地域その他条件不利地域を有する市町村の地域活性化を図るため、おきなわ地域活性化施策活用促進支援員（以下「支援員」という。）を配置し、「特定地域づくり事業協同組合制度」、「地域運営組織」、「地域活性化起業人」、「地域プロジェクトマネージャー」などの地域活性化施策（以下、「地域活性化施策」という。）について、市町村や事業者等に対し、活用における指導、助言等を行い、地域活性化施策の活用を促進する。

なお、本事業の実施にあたっては、支援員を一定期間（6ヶ月以上）従事させるなど、「都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱」に準拠するとともに、「おきなわ地域活性化施策活用促進支援員（沖縄県過疎地域等政策支援員）設置要綱」に遵守した取組内容とすること。

業務の詳細は、別紙「企画提案仕様書」を御覧下さい。

2 事業期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 提案額 5,600,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該提案額は、企画提案のために掲示する金額であり、契約金額ではない。

4 提案内容の要件 別紙「企画提案仕様書」のとおり

5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 以下のいずれかに該当する者でないこと。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者（団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 個人情報の取扱いに係る業務を受託するに当たって、その安全管理のために必要な業務の実施体制を整備することができること。
- (10) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (11) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 全ての構成員が応募資格(1)~(9)までの要件を満たし、いずれかの構成員が応募資格(10)を満たし、代表する法人が応募資格(11)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

6 応募の手続き（スケジュール）

- (1) 質問受付
令和7年3月10日（月）17:00 まで
- (2) 応募申請書提出期限【様式1】
令和7年3月13日（木）17:00 まで
- (3) 企画提案書提出期限
令和7年3月19日（水）17:00 まで
- (4) 一次審査（書類審査）
令和7年3月24日（月） 予定
- (5) 二次審査（書面審査）
令和7年3月28日（金） 予定
- (6) 委託業者決定及び通知
令和7年4月上旬 予定

7 質疑応答

質問がある場合は、【質問様式】によりメールにて送付すること。

- (1) 送付先（メール送信後は、念のため電話連絡による受信確認を行うこと）
メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp
TEL：098-866-2370
- (2) 質問事項に対する回答は、地域・離島課ホームページに掲載する。
- (3) 受付期間：令和7年3月10日（月）17:00 まで

8 企画提案書等の提出

下記の書類を作成し、提出すること。

- (1) 企画提案応募申請書【様式1】
- (2) 企画提案書【様式2】
- (3) 会社概要表【様式3】
- (4) 積算書【様式4】
- (5) 事業計画【様式5】
- (6) 実施体制【様式6】
- (7) 実績書【様式7】
- (8) 誓約書【様式8】

※ 共同企業体の場合、共同企業体構成書【様式9】及び構成員ごとに会社概要表【様式3】、実績書【様式7】、誓約書【様式8】を作成すること。

9 企画提案書

企画提案書は原則として、A4版横、上綴りとする。また、企画提案書の記載にあたっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、仕様書を参照しながら次の各項目の記述を必須とする。

- (1) 提案概要

(2) 業務の実施内容

- ① 支援員の選定等に係る業務
 - ② 市町村等への地域活性化施策の活用に関する助言業務
 - ③ 市町村等における地域活性化施策の活用に関する支援業務（制度周知、相談対応、
手続支援、フォローアップ等）
 - ④ 市町村等と外部人材（企業等）とのマッチング支援業務
 - ⑤ 支援員の活動内容の把握、連絡調整
- (3) 委託業務スケジュール（【様式5】事業計画に記載）
- (4) 委託業務の実施体制（【様式6】実施体制に記載）
- (5) 見積（【様式4】積算書に記載）

上記(2)業務の実施内容 ①～④ 全てについて、総額 5,600,000 円（消費税及び地方消費税含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費（報償費、旅費、印刷製本費、使用料、通信運搬費等）
- ③ 一般管理費
- ④ 消費税

※ 一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

※ 各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

10 提出場所等

(1) 企画提案応募申請書

提出期限：令和7年3月13日（木）17:00 まで

提出方法：郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこととし、提出期限内に到着するように送付すること。

メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp

(2) 企画提案書等

8の企画提案書等の提出は、次により書類を郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこととし、提出期限内に到着するように送付すること。

(1) 提出期限：令和7年3月19日（水）17:00 まで

(2) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県企画部地域・離島課（県庁7階）

(3) 部数：紙資料9部（原本1部、写し8部）

11 企画提案書等の審査

沖縄県企画部内に設置する選定委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決

定します。選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(1) 第一次審査（書類審査）

主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社（3社以内）を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。

(2) 第二次審査（書面審査）

提案内容や経費等について、書面審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、企画提案書の内容確認のため必要に応じてヒアリングを行う場合がある。第二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面にて通知する。

12 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的で実現可能性が高く、創意工夫を凝らした優れた提案となっているか。
- (3) 無理がなく合理的なスケジュールが提案されているか。
- (4) 類似事業の契約実績等があり、かつ確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (5) 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

13 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (7) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (8) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (9) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (10) 支払い条件
金額が確定したときに精算する。ただし、必要がある場合には、概算により一定の金額を交付することができる。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する

場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

参考) 沖縄県財務規則第101条第2項各号

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5)～(6)略
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8)～(9) 略
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11)～(14)略

14 お問合せ先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2（県庁7階）
沖縄県 企画部 地域・離島課 地域振興班 担当：伊良波
TEL：098-866-2370
メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp